

**民事訴訟法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

設問 1 (配点 15 点)

既判力の主観的範囲について、基本的な理解を示してもらいたいと考えた。相対効 (115 I ①) の原則とその理由、また、訴訟担当の場合の被担当者への既判力の拡張 (115 I ②) の必要性和正当性について述べる事が求められる。

設問 2 (配点 25 点)

承継人への既判力の拡張 (115 I ③) について、その必要性和正当性、また、承継人の範囲 (依存関係説、適格承継説、紛争の主体たる地位の承継等) について説明のうえ、既判力の働き方 (積極的作用、消極的作用) を述べ、設例に当てはめる事が求められる。

以上